



新型コロナワクチン予防接種 接種方法などが変わります

令和6年4月1日、新型コロナウイルス感染症の予防接種法上の位置づけは、特例臨時接種から定期予防接種のB類疾病に変更されました。

B類疾病は個人予防に重点が置かれていて、接種することについて努力義務はありません。また、接種費用は一部自己負担があります。ワクチンの効果と副反応を理解した上で接種をしてください。

接種を希望する人は、
ご自身で**接種医療機関に予約を**

対象者	接種日時点で邑楽町民であり、 満65歳以上の人 （町では昭和34年12月31日以前生まれの人を対象に通知を送っています。） ※予診票に印字されている年齢は、令和6年10月1日時点です。昭和34年10月2日から12月31日生まれの人は、65歳の誕生日を迎えてから接種してください。
接種期間	令和6年10月1日～令和7年1月31日
接種場所	邑楽郡、館林市、太田市、足利市の実施医療機関 ※邑楽郡、館林市内の実施医療機関は裏面を参考にご覧ください。
接種料金 (自己負担金)	3,000円 ※接種場所以外の場合、自己負担金がある場合があります。 ※生活保護受給者は無料。生活保護受給者で予診票に 免除 印がない場合は、接種前に保健センターへお問い合わせください。
接種回数	接種期間中、1回 ※2回接種した場合、2回目は全額自己負担になります。
接種当日の 持ち物など	☐ 同封の予診票、接種済証 ※同封の予診票を使用し、記入してから医療機関へ行きましょう。 なお、他の予診票を使用した場合は全額自己負担になります。 ☐ 健康保険証 ☐ 肩がすぐに出せる服装(半袖シャツなど) ☐ お薬手帳(服薬のある人)
その他	同封の説明書「新型コロナワクチンについての説明書」を事前に必ずお読みください。

定期予防接種のお知らせ 新型コロナワクチン予防接種は B類疾病 定期予防接種に

接種のために医療機関へ行くときは、記入した予診票とともに接種済証を必ず持って行ってください。

